

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況はありません。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 投資有価証券
 - 時価のないもの - 移動平均法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 棚卸資産 - 最終仕入原価法による原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 有形固定資産 - 定額法
 - ・ 有形リース資産 - リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法
 - ・ 無形固定資産 - 定額法
- (4) 引当金の計上基準
 - ・ 退職給付引当金 - 職員の退職給付に備えるため、加入している退職給付制度である、新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度の掛金の内、法人負担分を退職給付引当金として計上する。
 - ・ 賞与引当金 - 支給対象期間基準に基づき計上する。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・ 独立行政法人福祉医療機構による社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・ 新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度
- ・ 北陸銀行による選択制企業型確定拠出年金制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人では、収益事業の拠点が一つであるため作成していない。
- (6) 各拠点区分の内容
 - ア 法人本部拠点(社会福祉事業)
本部
 - イ 岡山幼保連携型認定こども園拠点(社会福祉事業)
岡山幼保連携型認定こども園
 - ウ 岡山乳児園拠点(社会福祉事業)
岡山乳児園
 - エ デイサービスセンターzutto・sotto拠点(社会福祉事業)
デイサービスセンターzutto・sotto
 - オ ショートステイzutto・sotto拠点(社会福祉事業)
ショートステイzutto・sotto
 - カ ケアプランzutto・sotto拠点(公益事業)
ケアプランzutto・sotto
 - キ 介護人材確保事業拠点(公益事業)
介護人材確保事業
 - ク 甘味処 一茎草庵拠点(収益事業)
甘味処 一茎草庵

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	202,214,000	0	0	202,214,000
建物	578,418,404	247,852,775	246,807,987	579,463,192

定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	781,632,404	247,852,775	246,807,987	782,677,192

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	202,214,000 円
建物（基本財産）	579,463,192 円
計	781,677,192 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）

独立行政法人福祉医療機構	142,390,000 円
第四北越銀行	230,235,000 円
計	372,625,000 円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,134,104,293	554,641,101	579,463,192
構築物	103,537,391	43,996,007	59,541,384
車輛運搬具	18,592,250	16,721,618	1,870,632
器具及び備品	140,536,143	84,705,618	55,830,525
有形リース資産	10,113,840	5,668,850	4,444,990
合計	1,406,883,917	705,733,194	701,150,723

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

- ・ケアプランzutto・sottoずっと・そっとは令和6年6月30日をもって事業を閉鎖
以降は残務整理を行う予定である。

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ショートステイzutto・sottoずっと・そっとは令和5年3月31日をもって事業を閉鎖
以降は残務整理を行った。

計算書類に対する注記（法人本部用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・投資有価証券
時価のないもの－移動平均法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・棚卸資産　　－最終仕入原価法による原価法

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書(別紙3(⑧))は省略している。
- (3) 引当金明細書(別紙3(⑨))は省略している。
- (4) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。
- (5) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。
- (6) 積立金・積立資産明細書(別紙3(⑫))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	1,000,000	0	0	1,000,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（岡山幼保連携型認定こども園用）

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 棚卸資産 ー最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 有形固定資産 ー一定額法
- ・ 無形固定資産 ー一定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金 ー職員の退職給付に備えるため、加入している退職給付制度である、新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度の掛金の内、法人負担分を退職給付引当金として計上する。
- ・ 賞与引当金 ー支給対象期間基準に基づき計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・ 独立行政法人福祉医療機構による社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・ 新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度
- ・ 北陸銀行による選択制企業型確定拠出年金制度

4. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	111,110,000	0	0	111,110,000
建物	147,303,178	246,317,775	18,559,116	375,061,837
合計	258,413,178	246,317,775	18,559,116	486,171,837

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	111,110,000 円
建物（基本財産）	375,061,837 円
計	486,171,837 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）

独立行政法人福祉医療機構	142,390,000 円
第四北越銀行	230,235,000 円
計	372,625,000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	612,348,419	237,286,582	375,061,837
構築物	72,068,802	30,977,876	41,090,926
器具及び備品	58,252,363	32,017,723	26,234,640
合計	742,669,584	300,282,181	442,387,403

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（岡山乳児園用）

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 棚卸資産 ー最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 有形固定資産 ー定額法
- ・ 有形リース資産 ーリース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法
- ・ 無形固定資産 ー定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金 ー職員の退職給付に備えるため、加入している退職給付制度である、新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度の掛金の内、法人負担分を退職給付引当金として計上する。
- ・ 賞与引当金 ー支給対象期間基準に基づき計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・ 独立行政法人福祉医療機構による社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・ 新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度
- ・ 北陸銀行による選択制企業型確定拠出年金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	60,646,000	0	0	60,646,000
建物	112,871,687	1,039,960	9,928,289	103,983,358
合計	173,517,687	1,039,960	9,928,289	164,629,358

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	60,646,000 円
建物（基本財産）	103,983,358 円
計	164,629,358 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）

第四北越銀行	230,235,000 円
計	230,235,000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	310,938,997	206,955,639	103,983,358
構築物	27,768,937	10,944,605	16,824,332
車輛運搬具	2,550,000	2,549,999	1
器具及び備品	35,220,162	21,395,762	13,824,400

有形リース資産	3,429,360	2,048,090	1,381,270
合計	379,907,456	243,894,095	136,013,361

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 該当なし

11. 重要な後発事象
 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
 該当なし

計算書類に対する注記（デイサービスセンターzutto・sotto用）

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 棚卸資産 ー最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 有形固定資産 ー一定額法
- ・ 有形リース資産 ーリース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法
- ・ 無形固定資産 ー一定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・ 退職給付引当金 ー職員の退職給付に備えるため、加入している退職給付制度である、新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度の掛金の内、法人負担分を退職給付引当金として計上する。
- ・ 賞与引当金 ー支給対象期間基準に基づき計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・ 独立行政法人福祉医療機構による社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・ 新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度
- ・ 北陸銀行による選択制企業型確定拠出年金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	30,458,000	0	0	30,458,000
建物	84,886,965	459,916	5,838,705	79,508,176
合計	115,344,965	459,916	5,838,705	109,966,176

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	30,458,000 円
建物（基本財産）	79,508,176 円
計	109,966,176 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）

独立行政法人福祉医療機構	142,390,000 円
第四北越銀行	230,235,000 円
計	372,625,000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	185,924,239	106,416,063	79,508,176
構築物	3,460,702	1,906,261	1,554,441
車輛運搬具	16,042,250	14,171,619	1,870,631

器具及び備品	45,371,901	30,142,517	15,229,384
有形リース資産	6,684,480	3,620,760	3,063,720
合計	257,483,572	156,257,220	101,226,352

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 該当なし

11. 重要な後発事象
 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
 純資産の状態を明らかにするために必要な事項
 該当なし

計算書類に対する注記（ショートステイ zutto・sotto用）

1. 重要な会計方針

該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 拠点区分の計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	211,735,100	0	211,735,100	0
合計	211,735,100	0	211,735,100	0

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）	0円
計	0円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）

独立行政法人福祉医療機構	0円
第四北越銀行	0円
計	0円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	0	0	0
構築物	0	0	0
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	0	0	0
合計	0	0	0

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- 令和5年3月31日をもって事業を閉鎖。以降は残務整理を行った。

計算書類に対する注記（ケアプラン zutto・sotto用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産 一定額法
- ・無形固定資産 一定額法

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、加入している退職給付制度である、新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度の掛金の内、法人負担分を退職給付引当金として計上する。
- ・賞与引当金 一支給対象期間基準に基づき計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構による社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度
- ・北陸銀行による選択制企業型確定拠出年金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	7,879,828	35,124	272,928	7,642,024
合計	7,879,828	35,124	272,928	7,642,024

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）	7,642,024 円
計	7,642,024 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）

独立行政法人福祉医療機構	142,390,000 円
第四北越銀行	230,235,000 円
計	372,625,000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	9,097,644	1,455,620	7,642,024
器具及び備品	371,645	257,966	113,679
合計	9,469,289	1,713,586	7,755,703

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

1 1. 重要な後発事象

- ・令和6年6月30日をもって事業を閉鎖。以降は残務整理を行う予定である。

1 2. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（介護人材育成確保事業用）

1. 重要な会計方針
該当なし
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 法人で採用する退職給付制度
該当なし
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
(1) 拠点区分の計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
(2) 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書(別紙3(⑧))は省略している。
(3) 引当金明細書(別紙3(⑨))は省略している。
(4) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。
(5) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。
(6) 積立金・積立資産明細書(別紙3(⑫))は省略している。
5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（甘味処 一荃草庵用）

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- ・ 棚卸資産 ー最終仕入原価法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・ 有形固定資産ー一定額法
 - ・ 無形固定資産ー一定額法

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分の計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 引当金明細書(別紙3(⑨))は省略している。
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))は省略している。
- (4) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))は省略している。
- (5) 積立金・積立資産明細書(別紙3(⑫))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	13,741,646	0	473,849	13,267,797
合計	13,741,646	0	473,849	13,267,797

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）	13,267,797 円
計	13,267,797 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）

独立行政法人医療福祉機構	142,390,000 円
第四北越銀行	230,235,000 円
計	372,625,000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	15,794,994	2,527,197	13,267,797
構築物	238,950	167,265	71,685
器具及び備品	1,320,072	891,650	428,422
合計	17,354,016	3,586,112	13,767,904

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

- 1 2. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし